建築物の環境性能表示について

1. 住宅用途建物に関する表示(マンション環境性能表示)

- 住宅用途の建築物環境計画書(取組評価書)の提出を行った上で、販売等 を目的とする広告等への表示を実施
- 環境計画書(取組評価書)での環境配慮措置の記載状況に基づいて決定
- ア 建物の延床面積が 5,000 ㎡超の場合 4分野に関して記載(義務)→ 4分野に関する表示義務 (現行と同じ分野)
- イ 建物の延床面積が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡以下の場合 任意対象含めて4分野記載 → 4分野に関する表示義務 又は
 - 義務対象分野のみ記載 → **エネルギー分野のみに関する表示義務**
- ウ 建物の延床面積が 2,000 ㎡未満の場合(環境計画書任意提出時) エネルギーに関して記載 → エネルギー分野のみに関する表示**可能**
- 広告等に表示を行った場合の建築主等の対応
 - ・ 建物の購入等希望者に対し、環境性能の内容を説明する努力義務
 - ・ 建築主は、広告等に表示を行った旨を都に届出を行う義務
- 環境計画書(取組評価書)の概要を示す「取組評価書まとめ(仮)」の中で、建物の環境性能をわかりやすく表示
 - → マンション環境性能表示と同じものを表示

実・環接計画 建におし	ハて記載する環境配慮措置の内容	(延床面籍別)
- 74. 場場計画音にかり	1 (司 理) 9 る)場場別別無行目リハハ合	

環境配慮措置		延床面積[㎡]						
		5,000超		2,000~5,000		2,000未満		
		現行	再構築後	現行	再構築後	現行	再構築後	
使用の合理化	断熱性	0	0	Δ	0	_	\triangle	
	省エネ性	0	\circ	Δ	\circ		\triangle	
	再エネ導入	0	0	Δ	0		\triangle	
資源の適正利用		0	0	Δ	Δ		_	
自然環境の保全		0	0	\triangle	\triangle	_	_	
ヒートアイランド現象の緩和		0	0	\triangle	Δ	_	_	

○:義務対象△:任意対象一:対象外

2. 非住宅用途建物に関する表示

- 非住宅用途の建築物環境計画書(取組評価書)の提出を行った上で、 環境計画書(取組評価書)での環境配慮措置の記載状況に基づき、 表示内容を決定
 - ア 建物の延床面積が 5,000 ㎡超の場合
 - → 4分野に関する表示
 - イ 建物の延床面積が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡以下の場合
 - ・任意対象含めて4分野記載 → 4分野に関する表示
 - ・義務対象分野のみ記載 → エネルギー分野のみに関する表示
 - ウ 建物の延床面積が 2,000 ㎡未満の場合 (環境計画書任意提出時)
 - → エネルギー分野のみに関する表示
- 環境計画書(取組評価書)の概要を示す「取組評価書まとめ(仮)」の中で、建物の環境性能をわかりやすく表示
 - → 「省エネルギー性能評価書」の内容と一部重複(PAL*、ERR)
- 表示は、「取組評価書まとめ(仮)」の中での表示に統一する
 - → 統一化に伴い、「省エネルギー性能評価書」はなくなる 「省エネルギー性能評価書」での記載内容(省エネルギー設備等の 採用状況を含む)は、「取組評価書」又は「取組評価書まとめ(仮)」 に極力取り入れる方向で今後検討
- 建築主等が建物の買受人等に対し、表示等の交付を義務付け
 - → 延床面積が 10,000 ㎡超の建物において、**住宅以外の用途**^{**}**の合計延 床面積が 2,000 ㎡以上の買受等を行う人**に対し、交付を行うことを 義務付ける (比較的規模の大きい買受等を行う方を対象)
 - * 住宅以外の用途のうち、工場等の用途及び省工ネ適合性判定義務の除外対象となる用途(建築物省工ネ法第18条)を除く
- 表示等の交付を行った場合の建築主等の対応
 - ・ 表示等の交付を行った相手方に対し、環境性能の説明を行う努力義務
 - ・ 建築主は、表示等の交付を行った旨を都に届出を行う義務